

令和8年度 障害者委託訓練委託先機関募集要項（2次募集）

千葉県立障害者テクノスクール

障害のある方を対象とした公共職業訓練（障害者委託訓練）の実施にあたり、本事業を受託していただける地域の委託先機関（企業・団体等）を次のとおり募集します。

1 募集訓練コースの概要等

（1）募集コース

ア 企業実践コース

実際の業務に即した作業実習を行い、実践的な職業能力を習得する内容であること。

イ 特別支援学校早期訓練コース【企業実践型】

実際の業務に即した作業実習を行い、実践的な職業能力を習得する内容であること。

（2）受講対象者

身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・その他の障害（高次脳機能障害・難病等）を有する方で、次の全ての要件を満たしている者が対象となる。

- ① 公共職業安定所に求職登録をしている方
- ② 原則、公共職業安定所長による受講あっせんを受けられる方
- ③ 職業訓練を受講することにより就労が見込まれる方
- ④ 障害の症状が安定しており、訓練受講に支障のない方
- ⑤ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の保持者又は公的機関等による判定書、診断書や主治医の意見書等により、障害を有することの証明がある方

※ 訓練期間が2か月以下の障害者委託訓練（特別支援学校早期訓練コースを除く）を受講する場合、受講あっせんにより職業訓練を受講した者が受講修了後1年以内に就職促進のために受講する場合などについては、受講あっせんを必ずしも要しない。

※ 特別支援学校早期訓練コースについては、高等学校もしくは特別支援学校高等部に在籍する3年生で、10月1日の時点で就職が内定していない就職希望者であること。

（3）受講者の費用負担

受講料は無料とする。ただし、受講者の所有となる教科書、実習服等やその他の必要経費等については実費負担とすることができる。

（4）訓練カリキュラム・訓練期間・訓練時間

障害者委託訓練の目的・目標、訓練内容、訓練期間、訓練時間等が、受講者の職業能力の開発及び向上に資するものであり、就業に有効な能

力の養成に必要な訓練であること。具体的には、次の要件を全て満たしていることが必要である。

① 訓練カリキュラム

訓練内容、訓練期間及び訓練時間が、障害者委託訓練の目的及び提案機関の訓練目標と整合性を有するものであること。

② 各コースの訓練時期及び訓練期間

コース名	訓練時期	訓練期間
企業実践コース	当該年度の 8月3日～3月5日	1か月間
特別支援学校早期訓練コース	当該年度の 10月1日～3月5日	1か月以内 (2週間程度の訓練期間の設定が望ましい。)

③ 訓練時間

月当たり100時間を標準とし、下限の時間を60時間とする。

④ その他

受講者の障害特性や短時間の訓練が効果的な場合等の状況により、訓練期間を2倍まで延長し、弾力化して実施することも可能とする。(訓練期間を弾力化した場合の委託料は、弾力化する前の訓練月数により設定。)

(5) 指導方法

ア 施設・設備や教材等を有効に活用した効果的な指導方法等により、各受講者の特性及び習得状況に応じた指導を行うことができる訓練カリキュラムでの提案をすること。

イ 受講者の職業能力開発に向けた指導ができる専門知識、能力、経験を有する講師を確保し、就職支援に対する体制ができていること。

ウ 訓練カリキュラムとして介護職員初任者研修を設定する場合は、事業者及び研修の指定申請を行い、事業者・研修の指定を受けること。

(6) 教材等

訓練カリキュラムとの整合性があり、訓練効果が期待できる教材・消耗品を使用すること。

2 委託料等

(1) 委託料

- 委託先機関が中小企業の場合

原則、受講者1人当たり上限105,600円/月(税込)

※ 登記簿謄本(履歴事項全部証明書・写し可)を訓練開始決定後に提出。

なお、社会福祉法人、NPO法人は常用労働者数で判断。

- 委託先機関が中小企業以外の場合

原則、受講者1人当たり上限70,400円/月(税込)

(2) 障害者向け訓練支援機器貸借費

委託先機関が訓練の実施期間中に、障害を補うための職業訓練支援機器及びソフトウェアを貸借契約及び使用許諾契約により用意して障害特性に応じた訓練を実施した場合に、障害者委託訓練を受託した機関に支払う障害者向け訓練支援機器貸借費（実費）は、1 訓練当たり 55,000 円（税込）を上限に支給する。ただし、年度内に複数回の訓練を実施する場合、同一委託先機関につき、年度内の上限は 55,000 円（税込）までとする。障害者向け訓練支援機器貸借費の対象となる機器等については、委託先機関が受講者に無償で貸与又は利用させるものに限ることとし、本事業以外の事業のための使用を禁止する。

なお、この訓練支援機器貸借費を利用するにあたり、事前に準備する書類及び支給対象外の貸借契約先もあるので、利用する場合は事前に相談すること。

(3) 委託料の支払いについて

訓練終了後、実績により支払いを行う。なお、受講者の中途退所等により、減額される場合がある。

3 委託内容等

障害者委託訓練の実施及びこれに伴う次の業務を委託する。

- ① 受講者の出欠席の管理及び指導
- ② 訓練実施状況の把握
- ③ 受講者の能力習得状況の把握及び報告
- ④ 災害発生時の連絡
- ⑤ 受講者の中途退所に係る事務処理
- ⑥ 個人情報に関する事務
- ⑦ その他千葉県立障害者テクノスクールが必要と認める事項

4 損害保険等の加入

パーソナルコンピューターを使用する訓練科においては、訓練期間中のパーソナルコンピューター破損に関わる損害補償制度を訓練機関負担により措置すること。（破損に伴う費用負担を受講者に求めない場合は措置を必要としない。なお、この場合の破損とは受講者の故意による破損は含まないものとする。）

5 応募の資格等

提案の日以降、次の要件を全て満たしている者とする。

- ① 千葉県税、法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ② 次のいずれにも該当しないこと。
 - ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者。
 - ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の

申立てをされた者。

- ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者。
- ・ 提案の日から審査結果の公表の日までの期間について、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止の措置を受けている者。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団または同条第 6 号に掲げる暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者。
- ・ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした者。
- ・ その他公共職業訓練の委託先として明らかに適性を欠くと千葉県が判断した者。

6 応募方法

(1) 応募書類

以下の必要書類を提出すること。

コース名	企業実践コース・特別支援学校早期訓練コース
提出書類	提案様式 1：障害者委託訓練提案書
	提案様式 2：複数施設における訓練実施概要書（※ 1）
	提案様式 3：訓練施設・設備、指導体制、就職支援等
	提案様式 4：訓練日程表（企業）（※ 2）
	誓約書
	障害者委託訓練 提案書類一覧
添付書類	訓練実施施設を所有→不動産登記簿謄本（建物の全部事項証明・写し可）
	訓練実施施設を賃貸→賃貸借契約書（写）
中小企業の場合	中小企業申告書
	登記簿謄本（履歴事項全部証明書・写し可） （原則として訓練開始日より 3 か月以内の日付のもの）（※ 2）
	直近で管轄公共職業安定所長に提出した「障害者雇用状況等報告書」の写し、または「雇用状況申告書」

※ 1 訓練実施機関が複数ある場合提出。

※ 2 訓練開始日決定後に提出。

【留意事項】

- ・ 一提案書につき、一提案内容とする。
例) 企業実践コース 訓練施設が 2 施設以上で訓練内容が異なる場合
- ・ 提案書等に記載された事項は、委託訓練仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとし、また、条件を満たしている者であることを誓約するため誓約書を提出すること。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、千葉県と委託先機関との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(2) 提案様式

千葉県立障害者テクノスクールホームページに様式を掲載。

【掲載場所】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kg-shougaisha/boshuu/itaku/itaku-itakusaki-kigyuu.html>

(3) 応募期間及び提出先

ア 応募期間

令和8年5月7日(木)～11月30日(月) 必着

イ 応募方法及び提出先

- ① 誓約書及び中小企業申告書以外：電子メールで提出
電子メール送付先：csg-itaku@pref.chiba.lg.jp
- ② 誓約書及び中小企業申告書：郵送
送付先：〒266-0014 千葉市緑区大金沢町470
千葉県立障害者テクノスクール
相談支援課 委託訓練担当宛て

7 委託先の選定

- (1) 提案機関からの申請内容に基づき「カリキュラム内容」等について総合的に判断する。
- (2) 書類審査及び実地調査を行い、障害者委託訓練委託先選定要領に基づき、障害者委託訓練委託先機関選定審査会において審査を行い、委託先機関を選定する。
- (3) 審査に当たっては、提案機関に障害者委託訓練委託先機関選定審査会への出席を求め、提出書類の記載内容に関するヒアリングを実施する場合がある。

8 その他

- (1) 提出された書類等に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 受講者の選考方法は、書類選考、面接試験によるものとし、面接試験については、千葉県立障害者テクノスクールの求めに応じ、必要な協力をすること。
- (4) 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

9 問い合わせ先

千葉県立障害者テクノスクール 相談支援課 委託訓練担当
〒266-0014 千葉市緑区大金沢町470
電話：043-291-7744
メール：csg-itaku@pref.chiba.lg.jp